

令和元年10月発行

No.126

国家公務員共済組合連合会

KKR

年金だより

主
な
記
事

令和2年分公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について……………	2頁
「扶養親族等申告書」に関するよくある質問……………	3頁
各種通知書等の再発行の「自動受付サービス」をご利用ください……………	4頁
こんなときには届出を……………	5頁
マイナンバーを利用した情報連携について	
年金に関するご相談は「KKR年金相談ダイヤル」へ……………	6頁
全国年金相談会のご案内（11月以降開催分）……………	7頁
読者のひろば、原稿募集、お問合せ先……………	8頁



「富士山麓の秋」 静岡県裾野市

（静岡県） 小澤 優治 さん

令和2年分

公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方にお送りしています。

※8月13日現在の情報で作成しています。

「扶養親族等申告書」を同封している方

●「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和2年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています。

① 65歳未満の方（昭和31年1月2日以後に生まれた方）…………… **108万円**

② 65歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）で

◆老齢基礎年金の受給対象の方…………… **80万円**

◆上記以外（退職年金、減額退職年金など）の方…………… **158万円**

「扶養親族等申告書」の提出期限は、
令和元年10月31日（木）です（厳守）。

扶養親族等申告書の提出について

控除対象となる配偶者または扶養親族がいますか

はい

いいえ

ご本人が障害者または寡婦（寡夫）に該当しますか

はい

いいえ

提出が不要（※）

提出が必要

※税制改正により、扶養親族等がない方でご本人が障害等に該当しない方は、扶養親族等申告書を提出されなくても令和2年分以降の所得税について基礎的控除が適用されるようになりました。

◆控除対象の条件や障害者、寡婦については同封の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください。

「扶養親族等申告書」を同封していない方

●「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和2年中に支払われる年金の見込額が上記の①②未満の方。

●遺族や障害の年金を受けている方（非課税のため）

「扶養親族等申告書」に関するよくある質問

質問 ① 私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を連合会年金部へ提出する必要はありますか。また、提出しなかった場合はどうなるのですか。

答え 「扶養親族等申告書」のご提出は不要です。ご提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、ご提出していただくことになります。

質問 ② 私は昨年「扶養親族等申告書」を提出し、妻を扶養者（無職）として申告しています。令和2年中も引き続き妻を扶養しますが、同申告書はどのように記入すればよいのですか。

答え 申告書の「a□変更なし」に「1」を記入し、提出年月日及び受給者本人欄の氏名・生年月日・住所・電話番号のみ記入のうえご提出ください。

質問 ③ 私は昨年「扶養親族等申告書」を提出し、母を扶養者（老人）として申告しています。今年母が他界し、他に扶養者はありません。申告書はどのように提出すればよいのですか。

答え 「扶養親族等申告書」のご提出は不要です。ご提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、ご提出していただくことになります。

◎扶養親族がいる方は申告書を提出した場合と、提出しない場合とで源泉徴収税額が変わります。

■扶養親族がいる方（人的控除有）

受給者本人（無職）64 歳、妻（無職）61 歳の場合

支給年金額 232,626 円（2 ヶ月分）

（提出した場合） 源泉徴収税額＝ 0 円 （2 ヶ月分）

（提出しない場合） 源泉徴収税額＝ 2,270 円 （2 ヶ月分）

■扶養親族がいない方

受給者本人（無職）64 歳の場合

支給年金額 232,626 円（2 ヶ月分）

源泉徴収税額＝ 2,270 円 （2 ヶ月分） ※提出した場合、しない場合も同額です。

★「KKRホームページ」に扶養親族等申告書のQ&Aを掲載していますのでご覧ください。

ホーム

▶ 年金

▶ よくある質問Q&A

▶ 年金一般Q&A

▶ 年金の税金について

◎同封の「令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みいただき、「扶養親族等申告書」を提出する方は記入漏れがないようご注意ください。

各種通知書等の 再発行は「自動受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の再発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)**
の**専用電話**による『自動受付サービス』をご利用ください。

自動受付サービス専用電話 **03-5212-2243** へおかけください。

(再)発行受付が
できる通知書等



1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票

～ ご利用方法 ～

- 1 年金証書記号番号 A-□□-□□-□□□□□□-□ が分かる書類をご用意ください。
- 2 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
「〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

- ・再発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- ・再発行までには、1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線により利用できない場合があります。

「**KKR**ホームページ」をご覧ください ～皆さまに役立つ情報を掲載～

国家公務員共済組合連合会(KKR)のホームページには、年金制度に関することや皆さまからよくいただく質問についての「Q&A」などを掲載しています。

また、届出用紙は「各種届出用紙のダウンロード」から印刷することもできます。

その他、『宿泊施設(KKRホテルズ&リゾーツ)』に関する情報なども掲載しています。

ぜひご覧いただき、ご活用ください。



<https://www.kkr.or.jp/>

kk

検索

こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金

1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
2. 年金の受取口座を変更するとき
3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき（老齢・退職・障害）
5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき（老齢・退職）
6. 65歳未満の方がハローワークで求職の申込みをしたとき（老齢・退職）
7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき（老齢・退職）
8. 加給対象配偶者が年金を受けることとなったとき（老齢・退職・障害）
9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等（老齢・退職・障害）
10. 遺族給付を受けている方が婚姻（事実上の婚姻関係にある方を含む）や直系姻族以外の養子となったとき（遺族）
11. 書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき

年金を受けている方がお亡くなりになったときは、
「**KKR**年金相談ダイヤル」(6頁をご覧ください。)へご連絡ください

[ホーム](#)[年金](#)[届書ダウンロード](#)[年金を受給されている方](#)

年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

マイナンバーを利用した情報連携について

令和元年7月1日から、年金の手続きに関して、国家公務員共済組合連合会(KKR)と地方自治体等との間でマイナンバーを利用した情報連携(照会)が行えるようになり、これまで年金の手続きの際にご提出いただいていた、住民票や課税証明書などの添付書類の一部が省略できるようになりました。

「マイナンバーを利用した情報連携」に関することは、KKRホームページをご覧ください。

年金に関するご相談等は「KKR年金相談ダイヤル」へ



年金に関するご相談やお問合せは、「KKR年金相談ダイヤル」にてお受けしています。

電話によるご相談の際には、「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」をあらかじめご用意のうえ、お問合せください。

「KKR年金相談ダイヤル」 (年金相談・お問合せ専用)

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570におかけになれない場合 (050で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8155 (一般電話)

受付時間：9時00分～17時30分

※土日祝日、年末年始はご利用できません。

◇ おかけ間違いのないよう、「KKR年金相談ダイヤル」の電話番号をご確認のうえ、おかけ願います。

◆ ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

○電話が混み合う時期や時間帯について (お願い)

毎年、次の時期や時間帯に関しては、お問合せが一時期に集中するため、電話が大変つながりにくくなり、お待たせすることがあります。

週の後半や夕方 (16:00～17:00) などは比較的つながりやすくなっておりますので、なるべく曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。

(電話が混み合う時期等)

- ・ 月曜日など休日明けの午前中
- ・ 年金の定期支給日の前後 1 週間程度
- ・ 10 月………「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の発送後2週間程度
- ・ 1 月………「公的年金等の源泉徴収票」の発送後2週間程度
- ・ 6 月………「年金支払通知書」や「年金額改定通知書」の発送後2週間程度

※ 同封の介護案内等の冊子等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

全国年金相談会のご案内



老齢(遺族)厚生年金等の試算など、年金に関するご相談に応じるための年金相談会は、全国各地で開催しており、令和元年11月以降も下記の会場で開催いたします。

「年金相談会」は、事前の予約が必要です。

ご予約は開催日の一週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話

03-3265-9708

受付時間 9時30分～17時30分
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

■開催日程（11月以降）

開催地	開催日	開催会場
熊本市	11月1日(金)	KKRホテル熊本
仙台市	11月8日(金)	仙台ガーデンパレス
那覇市	11月8日(金)	沖縄県市町村自治会館
高松市	11月15日(金)	ルポール讃岐
大分市	11月15日(金)	ホテル日航大分オアシスタワー
大阪市	11月21日(木)	KKRホテル大阪
広島市	11月22日(金)	広島ガーデンパレス
名古屋市	11月28日(木)	KKRホテル名古屋
松江市	11月28日(木)	ホテル白鳥
鳥取市	11月29日(金)	白兎会館
長崎市	12月5日(木)	ホテルセントヒル長崎
佐賀市	12月6日(金)	ホテルニューオータニ佐賀
奈良市	12月12日(木)	ホテルリガーレ春日野
大津市	12月13日(金)	KKRホテルびわこ
岐阜市	12月19日(木)	ホテルグランヴェール岐山
名古屋市	12月20日(金)	KKRホテル名古屋

開催地	開催日	開催会場
宮崎市	1月10日(金)	ひまわり荘
山口市	1月16日(木)	KKR山口あさくら
広島市	1月17日(金)	ホテルニューヒロデン
岡山市	1月23日(木)	サン・ピーチOKAYAMA
神戸市	1月24日(金)	ホテル北野プラザ六甲荘
横浜市	1月31日(金)	KKRポートヒル横浜
鹿児島市	2月5日(水)	ホテルウェルビューかごしま
熊本市	2月6日(木)	KKRホテル熊本
福岡市	2月7日(金)	KKRホテル博多
松山市	2月14日(金)	KKR道後ゆづき
和歌山市	2月20日(木)	ホテルアバローム紀の国
大阪市	2月21日(金)	KKRホテル大阪
名古屋市	2月28日(金)	KKRホテル名古屋
千葉市	3月13日(金)	ホテルプラザ菜の花

※開催については、都合により変更または中止する場合があります。

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りします。

●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室 予約受付係

◆年金相談室では相談窓口を常設しています

当会年金部の年金相談室に相談窓口を常設し、年金に関するご相談等に応じています。

■年金相談室

東京都千代田区九段南1-1-10

九段合同庁舎内 2階

(相談受付: 9:00～17:30)

土日祝日・年末年始休

※予約は不要です





読者のひろば



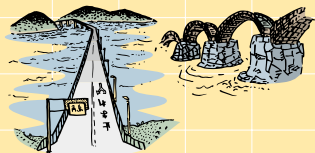
私の生き甲斐「修学旅行生の民泊受入れ」

「こんにちは！」と元気な声が、青い海と緑の山々に響く瀬戸内の島。定年退職後、地元に戻り修学旅行生を対象とした民泊受入れ家庭として参加して5年が過ぎた。この民泊は、修学旅行生限定の許可につき設備改修をする必要が無く、退職後すぐに取り組めるのが良かった。

春秋の修学旅行シーズンに、関東や関西からやってくる生徒を、数名ずつ各家庭に分散して受入れ、1泊3食と各種体験をさせている。

入村式で各家庭と生徒が緊張の面持ちで対面し、各家庭に帰って行く。体験内容は、当地自慢の美しい海を体感してもらうため、多くの家庭が魚釣りに行く。我が家も小舟で沖合へ繰り出す。澄み切った海を見て歓声をあげ、早速釣り糸を垂らすがなかなか釣れない。ここで忍耐強さを学習させるうちに、竿が揺れ釣り上げると同時にまた歓声があがる。釣り上げた魚を持ち帰って慣れない包丁を手にも三枚おろしに挑戦させる。この他、時期によってミカン、ジャガイモなどの収穫、また薪割りや風呂焚きなど都会ではできない生活の原点を体験させる。短時間ではあるが充実したひと時を過ごし、名残惜しい気持ち一杯の生徒達と、成長した姿で再会することを約束して感動の別れの時を迎える。

生徒達は貴重な体験をし、受入れ家庭は元気を貰って、都会と田舎の関係人口を増やして行く楽しみな毎日を過ごしている。



山口県 田中 貞徳 さん(66歳)

私の生き甲斐について

思わぬ一言で。それはその当時の自治会長から今後町内での葬祭時の受付業務を担当して下さいとの事で書道を始める事になりました。しかし、正式に書を書いたこともなくこの程度の手では恥かしいと思う気持ちが日々強くなり、書始める時期を待っていた。幸い平成2年4月から公民館の書道部に入部することができ、先生の下で本格的に書を開始。日夜努力精進した結果約7年で準師範の資格を取得する事ができ、次はいよいよ師範の昇段試験をという直前、先生の体調不良で廃部となったが、翌年、小倉の周望学舎の書道部に入校する事ができ勉強する事になりました。平成12年4月から1年という短い期間だったが、本当に有意義な素晴らしい書道の勉強を修得する事ができました。書は、中国から伝来歴史書を使って文字になる過程等について素晴らしい教育「書道大学」を受講でき、偉大な先生を尊敬し続けています。あっという間の1年間で、この周望学舎での学業は考えてもいなかったほど書道について学ぶ事ができました。

同年4月から又すぐ市民センター書道部に入部し、先生の下で猛練習を重ね、度重なる昇段試験に挑戦し、平成18年2月26日の師範昇段試験に無事合格する事ができました。書道に打ち込んで16年という長い間の努力が報われ、師範という資格の修得に成功した喜び感激は自分の人生に於て最高でかけがえのない大きな喜びは永遠に心の中に残り続ける事と思う。

尚、書道を始めてから市民センター祭行事及び町内公民館の文化祭に作品を現在も提出展示している事に同様、年賀状も長い年月毎年筆で提出しており、喜びの声もあり自分が生きている限り続けていきたいと思っています。この事が最高の自分の生き甲斐だと思い、まだまだ頑張るぞと意気こんでいます。

福岡県 清原 則義 さん(89歳)

〈「読者のひろば」係より〉

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、原稿用紙に200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。



国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR年金相談ダイヤル」

(年金に関するご相談お問合せ専用)

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合(050で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8155 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス

<https://www.kkr.or.jp/nenkin/>

kkf年金

検索